

第7期嬉野市農業委員会
第10回定例総会議事録

令和7年 5月2日

嬉野市農業委員会

第7期嬉野市農業委員会 第10回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田八本谷 外1筆	R7.5.2	承認
	2	不動山松ノ原 外1筆	R7.5.2	承認
議案第2号		農用地利用集積等促進計画案について		
		賃借権設定(中間管理機構)		
	1~11	大草野小深 外18筆 賃貸借権・使用貸借権	R7.5.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	吉田氷道 贈与	R7.5.2	許可
	2	岩屋川内 外1筆 売買	R7.5.2	許可
	3	岩屋川内井手口 外4筆 売買	R7.5.2	許可
	4	下野一本松四 外3筆 売買	R7.5.2	許可
	5	久間代木 外1筆 売買	R7.5.2	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	下野三本椎 外2筆 一般住宅	R7.5.2	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間後山 外1筆 建売分譲住宅	R7.5.2	承認
	2	下野一位原 建売分譲住宅	R7.5.2	承認
	3	下野小石原ノ上 建売分譲住宅及び共同住宅	R7.5.2	承認
	4	谷所本谷 外3筆 資材置場及び駐車場	R7.5.2	承認

議案第6号		非農地証明願について		
	1	久間代木 原野	R7.5.2	決 定
	2	久間代木 宅地	R7.5.2	決 定
	3	久間代木 山林・原野	R7.5.2	決 定
	4	下野一本杉 外3筆 山林・原野	R7.5.2	決 定

第7期嬉野市農業委員会 第10回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 7年 5月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2 会議室
- 3 開会日時 開会 5月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 5月2日 午後2時40分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 公開
可否・理由 農業委員会等に関する法律第32条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	田中 嘉靖	○	
1	嬉野 奉文	○		8	永尾 智子	○	
2	吉田 正幸	○		9	中村 法嗣	○	
3	織田 伊津子	○		10	峰松 善継	○	憲章朗読 議事録署名
4	前田 安一	○		11	辻 知子	○	議事録署名
5	志田 義信	○		12	峰 正巳	○	事前審査班長
6	梶原 文雄	×					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
大曲	○	局長	永田	○	主査
西田	○	主任	中山	×	

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

7 議案

議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	2件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画案について	別添
議案第3号	農地法第3条の規定による申請の許可について	5件
議案第4号	農地法第4条の規定による申請の許可について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件
議案第6号	非農地証明願について	4件

8 その他

については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番、売買（宅地、雑種地も同時に購入）による所有権の移転です。
譲渡人は 波佐見町 の ○○ ○○ 様 外1名様、
譲受人は 波佐見町 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 岩屋川内 辻 甲○○番 外1筆、
地目は田[現況(畑)]と畑で、面積は合計で 545 m²です。
譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は譲渡人の希望によりです。
売買価格は、土地・建物 全てで 2,000,000 円 です。
図面は 6 ページから 7 ページをご覧ください。以上です。

議 長
委 員

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

(質問等) な し

事務局

(回答等) な し

議 長
委 員
議 長

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 東京都中野区 の ○○ ○○ 様
譲受人は 湯 野 田 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 岩屋川内 井手口 乙○○番 外4筆、
地目は田・畑で、面積は田が 136 m²、畑が 2,143 m²、
田畑の合計で 2,279 m²です。

譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 105,309 円、全体で 240,000 円です。

図面は 8 ページから 9 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

委員 (質問等) なし

事務局 (回答等) なし

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番、売買(空き屋へ移住される予定)による所有権の移転です。

譲渡人は 熊本市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 波佐見町 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一本松四 乙○○番 外3筆、

地目は田・畑で、面積は田が 346 m²、畑が 479 m²、

田畑の合計で 825 m²です。

譲渡理由は遠方に居住し管理不可のため、譲受理由は宅地と一体で購入です。

売買価格は、反当たり 180,000 円、全体で 148,500 円です。

図面は 10 ページから 11 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) なし

事務局 (回答等) なし

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

地目はすべて田で、面積は合計で 638 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地はイノシシ被害がひどく、耕作が難しい土地である。周辺に宅地が多く、道に面しており宅地として適地であるため、建売分譲住宅用地として転用したい ということです。

東北は道路、西は雑種地、南は水路・宅地です。

売買価格は、反当たり 4,545,455 円、全体で 2,900,000 円です。

図面は 18 ページから 19 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

志田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) 現状を写真や動画で確認してもらおうとお分かり頂けると思います
が、周辺は分譲住宅も建っており排水等も問題ないと思います。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

(事前審査の結果報告等) 周辺の状況も住宅地で近隣の農地への影響もない
ため問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

譲渡人は 三 坂 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 大町町 の 株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一位原 丙○○番

地目は畑で、面積は 174 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、西九州新幹線の開業により、長崎市までを通勤圏として住宅ニーズの増加を見込み、若者向けの一戸建てを提供したいと考えていた。申請地は小学校が近く、生活にも利便性が良く適地であるため、建売分譲住宅用地として転用したい ということです。

東は道路、西は畑、南北は宅地です。

売買価格は、反当たり 12,126,437 円、全体で 2,110,000 円です。

図面は 20 ページから 21 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

田中委員 地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) 昔から道路が狭い印象ですが、道路べたで奥行きには道路もあり緊急車両とかも容易に通行可能です。近隣の農地への影響もないのではと判断しました。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

(事前審査の結果報告等) 周辺も宅地化しているので問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) 前田委員～ ここは道が狭いので火災時とかは大丈夫なのか。

事 務 局

(説明等) 建築基準法の接道義務には抵触していません。建築物を建てる際には幅員 4 m以上の道路に 2 m以上は接しているため問題ないとの認識です。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 3 番です。

譲渡人は 式 浪 の ○○ ○○ 様、
譲受人は 大町町 の 株式会社○○
代表取締役 ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下野 小石原ノ上 丙○○番
地目は畑で、面積は 1,068 m²です。
農地区分は第 2 種農地、用途目的は建売分譲住宅及び共同住宅です。
事由は、申請地は現在耕作がなされておらず今後の耕作の見込みもない。日
当たりが良く、生活にも利便性が良い当該地に、建売分譲住宅及び共同住宅用
地として転用したい ということです。
東は宅地・原野、西南は宅地・道路、北は宅地・畑です。
売買価格は、反当たり 3,183,520 円、全体で 3,400,000 円です。
図面は 22 ページから 23 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

田中委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
(説明等) ここも道路が狭い印象ですが、緊急車両とかも通行可能です。茶
畑が生い茂っておりますが、近隣の農地への影響もないのではと判断しま
した。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 地域担当が説明あったとおりは思いますが、全
体像がつかみにくい感じではあるものの、耕作放棄地の活用としては良いの
ではないかと思えます。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番

については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 4 番です。

譲渡人は 鳥 越 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 鳥 越 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 谷所 本谷 甲○○番 外 3 筆、

地目は田・畑で、面積は田が 1,354 m²、畑が 95 m²、

田畑の合計で 1,449 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は資材置場及び駐車場です。

事由は、建設業を営んでおり、資材置場等の保管場所が手狭となり、作業スペースもなく不便であるため、自宅に近い申請地を資材置場及び駐車場として転用したい ということです。

東は里道、西は宅地・里道、南は道路・畑、北は田・畑(宅地)です。

売買価格は、反当たり 207,039 円、全体で 300,000 円です。

図面は 24 ページから 25 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

吉田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) この前の道は路線バスも通っております。しかし、中山間地で土地の形状や用水の関係から耕作するには難しい土地でもあるため、今回の申請は止む無しと思われま。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

(事前審査の結果報告等) 地域担当員より説明があったとおりですが、このまま放置すれば耕作放棄地が悪化するので、問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

[[無し。]と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

議案第 6 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

申請人は 西山の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 久間 代木 乙○○番

地目は畑で、面積は 217 m²です。

状況は、宅地 です。

事由は、申請地は昭和 47 年頃から住宅用敷地(宅地)として利用していました。登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたい ということで、始末書も添付されています。

東南は畑、西は道路、北は宅地 です。

図面は 29 ページから 30 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

志田 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) この土地はそもそも宅地としての扱いのため、現況が農地でもないため問題ないと思います。

議 長
地域担当・班長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 地域担当員より説明があったとおりですが、前は庭だったのではとおもいますが、従前から農地でもないため問題ないと思います

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 6 号 非農地証明願について 整理番号 2 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 3 番です。

申請人は 東京都三鷹市 の ○○ ○○ 様
所在地は、大字 久間 代木 乙○○番
地目は畑で、面積は 15 m²です。
状況は、山林・原野 です。

事由は、申請地は 20 年以上前から耕作がされておらず、山林・原野化している状況である。登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたい ということ、議案第 3 号 農地法第 3 条の整理番号 5 番の関連案件です。

東北は田(雑種地)、西南は原野・畑(雑種地) です。

図面は 31 ページから 32 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

志田 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) ご覧の通り原野化しており問題ないと思います。

議 長
地域担当

議 長
地域担当・班長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 写真や動画でもお分かりのとおり現状から判断して問題ないと思います

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 6 号 非農地証明願について 整理番号 3 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 4 番です。

申請人は 福岡県小郡市 の ○○ ○○ 様
所在地は、大字 下野 一本杉 甲○○番 外 3 筆
地目はすべて畑で、面積は合計で 1,770 m²です。

委員
議長

もありますが、近隣市町の状況も参考に今後研究していきます。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

それでは、会議を閉じます。

第7期嬉野市農業委員会第10回定例総会を閉会します。

(午後 2時 40分 閉会)

議長
局長

それでは、その他の事項について、事務局説明をお願いします。

次の総会と事前審査の日程についてお知らせします。

次回、第11回の総会は、令和7年6月2日 月曜日、午後1時30分から、

◎嬉野市中央公民館 視聴覚室 で開催します。

事前審査は、5月30日 金曜日 午前8時半から実施です。

担当は1班(1Gr)です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月2日

嬉野市農業委員会第10回定例総会議長

署名委員（峰松委員）

署名委員（辻委員）
